

受注者用

令和8年1月1日

建築物の解体・改修工事の受注者様

和歌山市環境部長

石綿（アスベスト）の事前調査の実施について（お願い）

建築物の解体・改修時には、石綿含有建材の使用の有無について設計図書等や目視、分析により事前調査を行うことが大気汚染防止法及び石綿障害予防規則で定められています。

発注者に事前調査に要する費用の負担を求め、適正な事前調査（※1）を実施してください。

事前調査は有資格者が行い、原則として書面調査及び現地での目視調査、対象建材の石綿含有が不明な場合は分析調査を行います。ただし、石綿含有があると見なして作業を行う場合を除きます。

万が一石綿が見落とされ、解体等工事を行うと、石綿が飛散するおそれが高く、現場作業員、周辺住民の健康に被害が及びますので、適正な事前調査（※1）を行ってください。

事前調査結果については発注者への説明、都道府県等への報告（石綿事前調査結果報告システム）が必要となります。また、事前調査結果の写しを解体等作業場に備え付けなければなりません。本市による立入調査の際、事前調査結果の検査を行いますので、必ず備え付けるようお願いします。

※1 詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照してください

留意事項

① 書面調査

設計図書、施工記録等による書面から、石綿含有の可能性がある建材を調べ、使用時期や商品名などから石綿含有の有無を判定します。書面調査は石綿等の使用状況に関する情報を網羅しておらず、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らないことから、書面のみの調査で終了せず、現地調査を行う必要があります。

② 現地調査

建築物のうち解体や改修作業等を行う部分について、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して行わなければなりません。

③ 石綿を含有する可能性のある建材及び含有の有無の判断

平成18年9月以前に記載等された情報において、「石綿を含有しない」とされていても、石綿を含有しないものとは扱えません。石綿を含有する可能性のある建材のうち、現場施工のものや表示のない工場生産製品は、一般的に当該材料を特定することは困難であるため、当該材料が石綿を含有しないと明らかにするには分析が必要となります。

④ 解体工事期間中の石綿調査結果の掲示等

解体工事等を行う前に工事に関わる全ての材料について実施した石綿含有の有無についての調査結果を工事現場の見やすい箇所に掲示し、事前調査結果の写しを解体等作業場に備え付ける必要があります。

裏面は発注者あて文書です。発注者への説明にご利用ください。

和歌山市環境政策課

TEL : 073-435-1114

発注者用

令和8年1月1日

建築物の解体・改修工事の発注者様

和歌山市環境部長

石綿（アスベスト）の事前調査への協力について（お願い）

建築物の解体・改修時には、石綿含有建材の使用の有無について設計図書等や目視、分析により事前調査を行うことが大気汚染防止法及び石綿障害予防規則で定められています。

事前調査は解体・改修の受注者が行いますが、発注者はその事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に關し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならないと、法令に規定されています。

万が一石綿が見落とされ、解体等工事を行うと、石綿が飛散するおそれが高く、現場作業員、周辺住民の健康に被害が及びますので、適正な調査が実施されるようご協力ください。

受注者から発注者へ調査結果の説明があり、発注者が建設リサイクル法に基づく届出書を作成する際に事前調査結果を記載しなければなりませんので、必ず受注者からの説明を聞いてください。建設リサイクル法に基づく届出書の作成・提出を行政書士に委任する場合であっても、適正な事前調査が行われ、適正な建設リサイクル法の届出が作成・提出されなければ、発注者に責任が及ぶ可能性がありますので、石綿の事前調査に協力いただけますよう重ねてお願いします。

留意事項

① 石綿の事前調査

設計図書、施工記録等による書面調査に加え、外観からでは直接確認できない部分についても網羅した現地調査を行います。また、石綿を含有する可能性のある建材のうち、石綿の含有の有無を特定することができない場合、分析が必要となります。ただし、あると見なして作業を行う場合を除きます。

② 石綿の事前踏査結果の報告

受注者は、石綿含有建材の有無にかかわらず、石綿の事前調査結果を都道府県等へ報告すること、発注者への説明を行うこと、調査結果の記録を作成して3年間保存することが義務付けられています。

【参考】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の届出

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

和歌山市環境政策課

TEL : 073-435-1114

裏面は受注者あて文書です。ご参考にしてください。